

平成22年度事前評価実施結果報告書

1. 政策名等

政策名	法務に関する調査研究		
評価対象	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）		
施策名等	【政策体系上の位置付け：I-3-(1)】		
施策の基本目標	内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。		
評価実施時期	平成22年8月	所管部局	法務総合研究所総務企画部 企画課
評価方式	事業評価方式		

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

国際犯罪被害実態調査は、多国間における犯罪被害の実態を比較することを目的として開発されたものであり、4年ごとに定期的実施されている。我が国については、2000年に国連犯罪司法研究所からの参加要請を受けて、法務総合研究所が実施してきた。

国際犯罪被害実態調査については、これまでの調査に引き続き、今次、国連の関与の下、新国際犯罪被害実態調査（ICVS-2と称される。）という形で行われることとなり、経年比較と国際比較を可能とするためには、各国の参加が必須である。

警察等の公的機関に認知された犯罪被害の件数のみではなく、特に暗数が多いとされる性犯罪等も含め、多様な要因により顕在化されていない犯罪被害を明らかにした犯罪被害実態を把握することは、有効適切な犯罪防止政策等の施策を検討する前提であるとともに、国民生活に直接に関わる治安情報として国民に認知されるべき情報を把握することでもあって、刑事政策にかかる必須の基礎的研究である。

(2) 目的・目標

第1回調査（2000年）、第2回調査（2004年）、第3回調査（2008年）に引き続き、第4回犯罪被害実態（暗数）調査を実施し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することを目的とする。

本調査研究は、国連が関与して行われる新国際犯罪被害実態調査に参加して行うものであり、同調査で示される国際標準の質問票の各項目（前回調査では161項目。今回については依頼書未着のため不明であるが、前回とほぼ同数であると思われる。）について、適切に調査することを目標とする。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成23年度から平成24年度の2か年計画

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を無作為抽出（第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定）。

(イ) 調査項目

基本的に本年中に策定される予定のICVS-2で定められる調査項目（「犯罪被害の有無及び実情」、「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」、「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの）を使用する。

ウ 調査方法

上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を

行う。性的事件については、対象者自身が自記式で回答用紙に記入する方法により調査を行う。なお、調査の実施及びデータベースの作成は、民間業者に依頼する。

エ 分析方法

世帯犯罪被害（乗り物関係の被害、不法目的侵入等）及び個人犯罪被害（強盗、性的事件等）の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

オ 検証を行う時期

本研究を終了した時点から、2年経過後に実施する。

3. 評価手法等

外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者委員7名、法務省内の他部局員4名計11名により構成）において、適切に新国際犯罪被害実態調査で示される調査項目に関して調査を行い、犯罪発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供することができるかどうかについて評価を行う。

4. 評価の内容

本研究について、平成22年6月7日に実施された研究評価検討委員会の評価を踏まえ、次のとおり評価を行った。

（1）必要性及び有効性

本調査の目的とする犯罪被害実態を明らかにすることは、刑事政策を検討する基礎であると同時に、広く国民にとっての関心事項でもあるから、我が国はもちろん全世界的に有益である。国際犯罪被害実態調査は、そのような犯罪被害実態について、国際的に、また経年的に比較が可能な犯罪統計を把握するためのものとして唯一のものである。したがって、この調査の意義は、社会的、刑事政策的、学術的にも高く評価されている。

本研究は、多数の国が参加して行われる国際的な調査の一環として行われるものであって、国際標準となる質問項目を調査するところ、当該項目は従前の調査項目（これらの項目は適切なものであったと評価できる。）と同様のものと期待されるから、今回の調査項目も犯罪被害実態を把握するために適切な項目であり、犯罪被害実態を明らかにするとの成果が期待できる。なお、これにより、法務省各部局で行う犯罪被害防止策等の刑事政策の改善の要否等の判断も可能となることなども期待できる。

（2）効率性

本調査は各国と協働して行うものであり、法務総合研究所は我が国に関する調査を行うだけで足りるところ、その成果は国際的な調査に係るものが期待できるのであるから、我が国独自で行う場合に比べてはるかに低費用で行うことができる。さらに、法務総合研究所は、過去の調査データも蓄積しているため、それらを生かして経年比較など継続性が必要な研究も行うことができる。そして、法務総合研究所は、過去に3回の同種調査を行っており、調査・分析に関するノウハウを蓄積しているため、全く初めて調査・分析を行う場合に比べて、短期間に正確な分析を行うことを期待できる。

（3）国際的な水準の向上

本研究は、新国際犯罪被害実態調査の一環として行うものであるところ、その調査の意義が高いことは前述のとおりである。これに我が国が参加しない場合、世界における我が国の占める地位にかんがみ、その重要部分の一部が欠けることとなるから、本研究を行うことは同調査の意義を高め、水準を向上させることとなる。

（4）総合的評価

本研究については、上記のとおり、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められる上、国際的な水準の向上にも資するものであって、平成23年度から行うべき研究課題といえる。

5. 政策評価懇談会の知見の活用

(1) 実施時期

平成22年8月30日～同年9月2日

(2) 実施方法

持ち回り審議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

個人情報漏洩・流出事件が頻発していることや性的事件はセンシティブ情報であることなどから、情報漏洩・流出事件などが起こらないよう対応する必要がある。

〔反映内容〕

今後とも、より厳格な情報管理に努めていくこととする。

6. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

○ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第21条

○ 犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

V-第4-2-(6) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討

「法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。」

7. 備考